

茶業指第47号
令和6年11月12日

茶セーフティネット加入者 各位

大井川農業協同組合
茶業部 茶指導販売課

茶セーフティネット構築事業 茶加工用重油・ガス購入量
(9月分) 報告について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃は、農協事業につきまして、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、見出しの件につきまして、各種書類の提出をお願い致します。

記

1. 発動基準 (令和6年9月分)

A 重油全国平均価格	発動基準価格	補填対象の割合	補填金単価
113.1 円/ℓ	90.9 円/ℓ	70%	22.2 円/ℓ
L Pガス全国平均価格	発動基準価格	補填対象の割合	補填金単価
140.9 円/kg	113.2 円/kg	70%	27.7 円/kg

2. 提出書類について

※裏面に詳細を記載しました。必ずご確認をお願いします。

各提出様式につきましてJA大井川ホームページお知らせ欄へ掲載しました。

必要に応じてダウンロードしご使用ください。



【JA 大井川ホームページ】

3. 提出期限 令和6年11月25日(月)必着(根拠資料含む)

◎国庫補助事業である為、書類不備の再提出依頼があった場合については、早急にご対応していただきますようご協力お願い申し上げます。

4. 提出先 最寄営農経済センター(事業所) 燃油高騰対策事務局

以上

【担当部署】茶指導販売課 担当 福手

TEL 054-646-5181

✉ chashi@ooigawa.ja-shizuoka.or.jp

2. 提出書類について

提出書類	シャネンで 購入の場合	その他業者での 購入の場合
令和6年度の茶加工用重油・ガス購入量の （月）購入実績報告書	○	○
購入実績根拠書類（請求書・領収書は不可） （別記様式①購入証明書） ※1 参照	× 事務局よりシャネン へ提出依頼するので 各加入者は依頼不要	○

※1 購入実績根拠書類について

提出書類の不備が多い為、請求書、領収書の写しは根拠資料として使用不可とします。
「別記様式① 購入証明書」のみ証明書として認めます。

必ず購入店より記入、証明印をいただき加入者がJAへ提出してください。

※2 購入実績報告書については、単月報告（5～6月分などまとめて報告は×）でお願いします。

※3 支払いタイミングの関係で、購入証明書が用意できない場合は「購入実績報告書」に支払い予定日を記入し、請求書の添付をお願いします。※支払い後、必ず購入証明書の提出をお願いします。

※4 国庫補助事業の実績報告の為、報告月に購入量がない場合でも、購入量「0」で必ず報告をお願いします（購入なし場合は証明書不要）

※LPガスについては、基本検針日を購入日とします。茶セーフティネットについては、4月～10月購入分が対象となります（全国平均価格が、基準価格を超えた場合に限る）ので、11月検針がある場合は、対象となりませんので業者へ確認をお願いします。

（※JAシャネンについては10月末までに検针对応予定です。シャネンより購入者については申請漏れにならないように、検針し請求にのせる等の連絡はJA事務局より対応します）

【担当部署】茶指導販売課 担当 福手

Tel 054-646-5181

✉ chashi@ooigawa.ja-shizuoka.or.jp